

平成31年雇第1号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成30年8月6日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした、雇用保険法（以下「法」という。）第13条に定める被保険者期間の要件を満たしていないため、基本手当を支給しないとした処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社B（以下「事業所」という。）を離職し、平成30年5月14日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格決定を求めた。
- 2 請求人は、平成30年5月23日、安定所長に対し、退職勧奨があったため離職に至った旨を申し立てたが、安定所長は、事業所を管轄する公共職業安定所長に照会の上、離職理由は自己都合であるとした。
- 3 安定所長は、平成30年8月6日、請求人に対し、法第13条に定める被保険者期間の要件を満たしていないため基本手当を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 本件は、請求人が、自身の離職について、法第23条第2項第2号及び雇用保険法施行規則（以下「則」という。）第36条第9号に定める特定受給資格者要件（事業主から退職するよう勧奨を受けたこと。）に該当することから、法第13条に定める被保険者期間の要件を満たしているとして、本件処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月1日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の離職が、法第23条第2項第2号及び則第36条第9号に定める特定受給資格者要件に該当するか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 基本手当は、法第13条第1項の規定により、被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上であったときに支給することとされており、さらに、同条第2項の規定により、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者、すなわち特定受給資格者については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上であったときに支給することとされている。

本件についてこれをみると、次のとおりである。

まず、請求人の離職の日以前2年間についてみると、被保険者期間は9.5か月であることから、法第13条第1項に定める被保険者期間の要件を満たさない。

次に、請求人の離職の日以前1年間についてみると、被保険者期間は同じく9.5か月であることから、請求人の離職が法第23条第2項第2号及び則第36条第9号に定める特定受給資格者要件に該当するものと認められる場合には、法第13条第2項に定める被保険者期間の要件を満たし、基本手当の受給資格を得ることとなるので、以下検討する。

- (2) 請求人は、事業主から退職勧奨を受けた旨を主張し、その理由として、平成30年3月31日、勤務場所であるCに出勤すると、翌月からのシフト表に自身の名前がなかったことを挙げている
- (3) しかし、請求人が、平成30年3月31日、事業所担当者に対し、解雇通知書の送付を求めるメールを送信したところ、事業所担当者は、同日、解雇の意思は

なく、請求人の話を聞くことなどを内容とするメールを返信していること、事業所担当者は、公共職業安定所長からの聴取に対し、月からのシフト表に請求人の名前がなかった理由について、配置転換を予定していたと回答していることから事業主に解雇又は退職勧奨の意思があったとは認められず、一件記録を精査するも、請求人が事業主から退職するよう勧奨を受けていた事実は認められない。

よって、請求人が特定受給資格者であるということとはできず、法第13条に定める被保険者期間の要件を満たしていないので、基本手当の受給資格は認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月4日